

※保護者の方が、下線の部分に全てご記入いただき、学校へ提出をお願いします。

※インフルエンザの出席停止期間については発症した後5日を経過し、解熱後2日を経過するまでとなっています。(資料参照)

インフルエンザ治療（軽快）証明書

学 校 名 岩沼市立岩沼中学校

学 年 組 第 学年 組

生 徒 氏 名 _____

診 断 名 インフルエンザ（ A型 ・ B型 ）

※どちらかを○で囲んでください

診断（発症）年月日 令和 年 月 日

受診医療機関名 _____

上記感染症について治療の結果、治療（軽快）し 月 日より登校してもよいと診断を受けましたので報告いたします。

令和 年 月 日

保護者氏名 _____ 印

岩沼市立岩沼中学校長 殿

インフルエンザによる出席停止期間について

**「発症した後5日を経過し、解熱後2日を経過するまで」
(学校保健安全法施行規則第19条 2012年4月1日改正)**

※インフルエンザの出席停止期間は、以前は「解熱した後2日を経過するまで」という条件でしたが、抗インフルエンザウイルス薬の投与により、発熱などの症状が早めに改善され、ウイルス排出がまだ十分に減少していない段階でも、解熱してしまうことが多い状況がみられていました。そこで、解熱のみを基準とした出席停止期間では、感染症のまん延予防という目的を達成できないおそれがあるという理由と、発症後5日を経過した後になるとウイルスがほとんど検出されなくなるという研究報告がなされていることを踏まえて、上記の出席停止期間の改正となりました。(発症後5日を経過とは、発熱した日を発症日とする場合、発熱の翌日を1日目と数えますのでご注意ください)

出席停止期間の実際

★「発症」について

インフルエンザは、高熱が出た日を「発症日」とする場合があります。受診された医師に相談し、発症日を確認してください。

★出席停止期間の例

発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
<u>発熱</u>	発熱	<u>熱が</u> <u>下がる</u>	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目 発症後 <u>5日目以内な</u> <u>ので、登校不可</u>	<u>登校可能となります</u> 「治癒（軽快）証明書」を記入し、生徒に持参させて登校後、提出させていただきます。	
<u>発熱</u>	発熱	発熱	発熱	<u>熱が</u> <u>下がる</u>	解熱後 1日目	解熱後 2日目	<u>登校可能となります</u> 「治癒（軽快）証明書」を記入し、生徒に持参させ登校後、提出させていただきます。

※登校日等についてご不明な点は、学校へお問い合わせください